

公告第 182 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 7 月 2 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

- 1 業 務 名 こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥1,999,910 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

- 6 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
 - (3) 第1項から第4項までの要件について、共同企業体の全構成企業が満たしていること。
 - (4) 第5項の要件について、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。

第3 実施要領等の入手方法

こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式（以下「実施要領等」という。）については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/152017.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課シティプロモーション係

電話 024-924-2621 メールアドレス gakuto@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時15分まで（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階
郡山市文化スポーツ観光部観光政策課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。

なお、郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。持参による提出の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱(令和7年7月2日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号)及び本プロポーザル実施要領による。

こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託仕様書

1 業務名

こおりやまファンクラブリニューアルプロジェクト業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 業務目的

本業務は、こおりやまファンクラブを活性化させるため、様々な事業コンテンツを実施し、各コンテンツを通じて、会員数や活動人口増加、会員同士の関係強化を図り、関係人口の創出・拡大を推進する。

4 業務方針とファンクラブの概要

（1）方針

本業務は、東日本大震災及び原子力発電所事故からの復興再生、並びに地域の個性を活かした将来にわたる活性化を図ることを目的としたみらいを描く市町村等支援事業助成金交付要綱を活用し、実施するものである。

本業務では、平成22年度に発足したこおりやまファンクラブにおいて、会員参加型の様々なイベント施策を実施し、会員の満足度向上、新規加入者の増加を図るとともに、本市の魅力を十分に発信すること。

（2）ファンクラブの概要

目 的	郡山市外の方を対象にファンクラブの会員を募集し、それぞれの居住地で郡山をPRしていただく
会員数	1,850 人（令和7年6月1日時点）
会費等	入会費、年会費無料
会員特典	・会員証の配布 ・協賛店舗や施設で割引等の優待サービスを受けられる ・メールマガジンで、旬な情報を得られる
会員向けイベント等	特になし

5 業務内容

(1) 交流会の企画・運営

- ア 会員と本市との継続した関係性の構築を目的に、本市の魅力を体験し、本市と関わる機会となる交流イベントを企画し、実施すること。
- イ 主なターゲットは20代～40代の首都圏在住者とする。
- ウ イベントの実施回数は、東京都内で1回を最低限の回数とすること。
- エ 定員は、延べ参加者数20名以上になるよう調整すること。
- オ 集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- カ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- キ イベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、効果測定を行うこと。

(2) ふるさと体験会の企画・運営

- ア 本市の伝統及び文化をはじめとする本市ならではのコンテンツに触れることで、本市への理解度やイメージを向上させる体験イベントを企画し、実施すること。
- イ イベントの実施回数は、郡山市内で1回を最低限の回数とすること。
- ウ 定員は、延べ参加者数10名以上になるよう調整すること。
- エ 集客、内容の充実に向けた工夫を行うこと。
- オ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。
- カ イベント終了後、参加者にアンケート調査を実施し、効果測定を行うこと。

(3) お届けこおりやまの企画・運営

- ア 福島県や本市にゆかりのある方たちの会合に出張して、特産品の提供や賑やかしを担うイベントを企画し、本市のPRを実施することで新たなファンを獲得すること。
- イ イベントの実施回数は、県外で1回を最低限の回数とすること。
- ウ 実施内容、時期、会場等については、発注者と協議の上、決定すること。

(4) アンケート及び抽選会の企画・運営

- ア 会員を対象として、効果的手法を用いてアンケート調査を実施すること。
- イ 調査項目は、ファンクラブの満足度や要望に関するものとする。
- ウ 有効回答数を100以上確保すること。
- エ 有効回答者から、抽選で本市の特産品、工芸品等を贈呈すること。
- オ 抽選は、最低30名以上当選させること。
- カ アンケート内容及び抽選会の景品は、発注者と協議の上、決定すること。

(5) その他の企画提案

上記(1)～(4)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

- (1) 事業の実施に関する報告書
- (2) その他、各種成果品データ

7 報告書及び成果品の納期

令和8年1月30日(金)までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課

9 業務体制等

- (1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認、飲食を伴う際は参加者のアレルギー調査等を適宜行うなど、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者の安全確保を徹底すること。
- (2) イベントに参加する方や事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係る円滑なマネジメントを行うこと。
- (3) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報

として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。